

## 第2種特定フロンの解釈について

## 輸入注意事項 4 第26号 (4.12.16)

改正①輸入注意事項16第4号 (16.5.28)

平成4年12月16日付け通商産業省告示第551号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入割当制となったオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書BグループIに掲げる物質(第2種特定フロンの)の解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定める、第2種特定フロンの種類等は、次の表のとおりです。

物質名	化学式
フロン13	$CF_3Cl$
フロン111	$C_2FCl_5$
フロン112	$C_2F_2Cl_4$
フロン211	$C_3FCl_7$
フロン212	$C_3F_2Cl_6$
フロン213	$C_3F_3Cl_5$
フロン214	$C_3F_4Cl_4$
フロン215	$C_3F_5Cl_3$
フロン216	$C_3F_6Cl_2$
フロン217	$C_3F_7Cl$

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表の第2種特定フロン及びこれらの物質との混合物であつて、輸入の際に用いられる容器から他の容器への移し換え又は製品への移し換えを予定しているものをいい、これらを冷媒等として使用するための設備、装置又はエアゾール製品等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) 対象となる例

- イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているもの。
- ロ 第2種特定フロンを含む混合洗浄剤。

(2) 対象とならない例

- イ エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの。
- ロ 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの。
- ハ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの。
- ニ 発泡製品及びポリウレタン・プレポリマーに含まれているもの。①